

農業競争力強化支援法について

平成29年9月
農林水産省

目 次

＜法律の趣旨・構成＞

1. 法律の制定の背景	1
（参考1） 米の小売価格に占める生産コストと流通コストの割合	2
（参考2） 2050年における国内と世界の食料需要	3
2. 農業競争力強化支援法の目的と構成	4
3. 国が講ずべき施策	5
4. 農業競争力強化支援法にかかる関係省庁との連携	6

＜事業再編等に対する支援＞

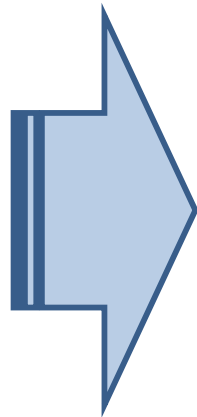
5. 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム	7
6. 支援対象と認定の基準	8
7. 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置	9

1 法律の制定の背景

- これまで、政府では、農業の競争力強化を図るため、農業の構造改革を推進してきました。
一方、農業の更なる成長を目指すためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく必要があります。
- 本法では、これらの課題のうち、農業資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革といった課題について、本法に基づきその解決に取り組んでまいります。

〔 これまでの構造改革 〕

- 農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積
- 農協・農業委員会改革
- 米政策の改革
- 農業経営の法人化の推進 等



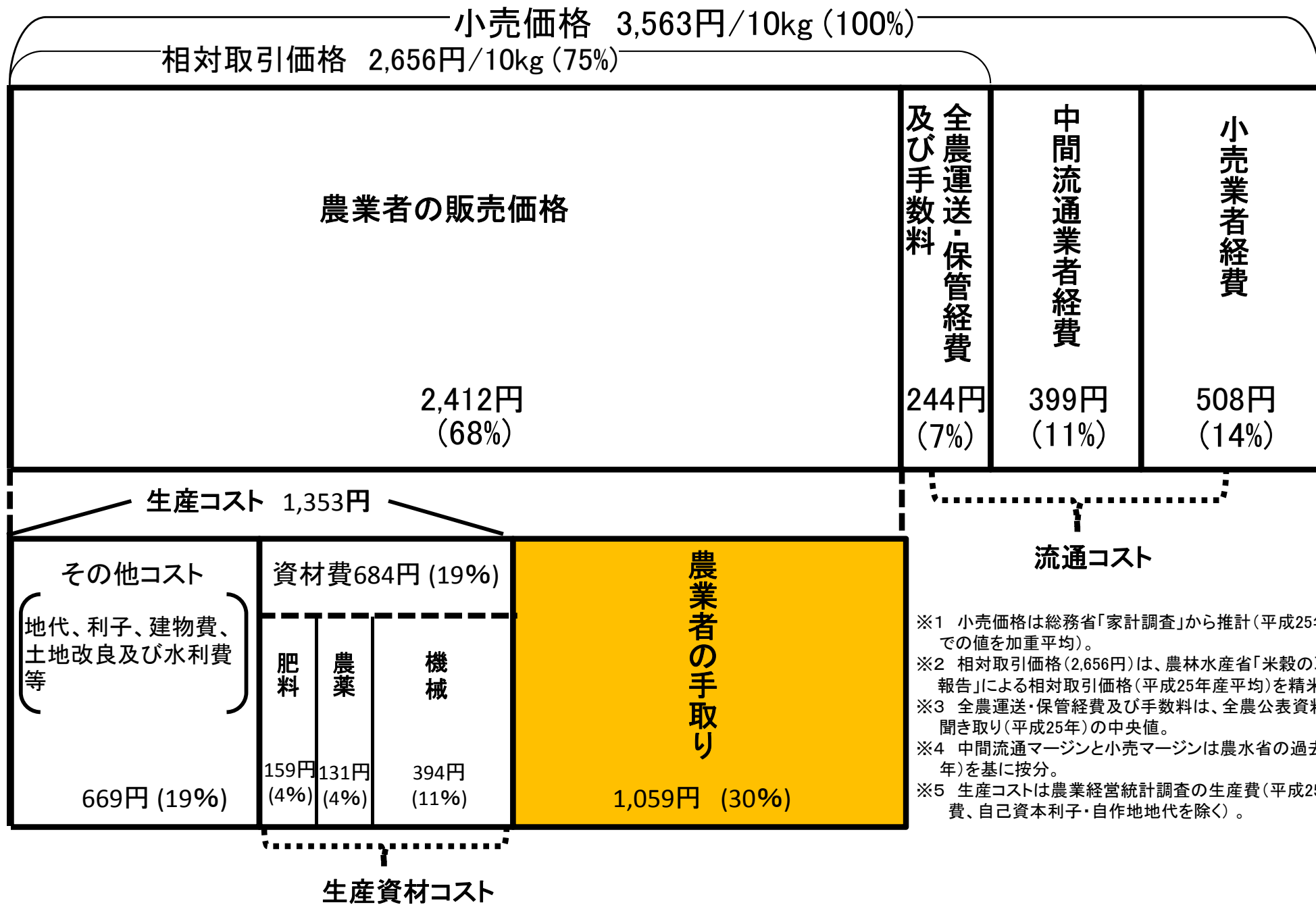
〔 本法制定以後 〕

- 引き続き、着実に実施

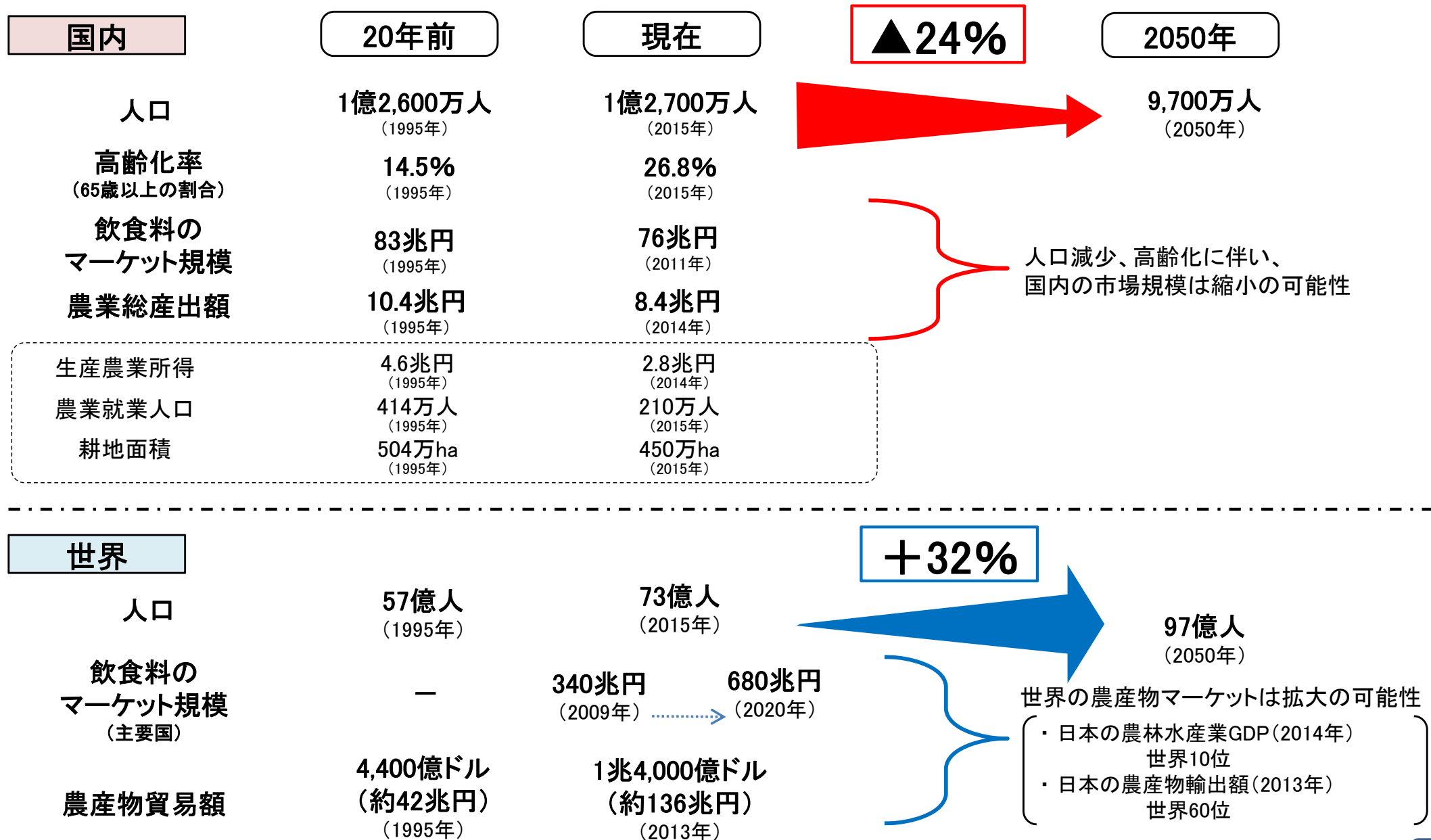
- 農業の持続的な発展のため、農業生産関連事業者においても、事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくことが重要

(参考1) 米の小売価格に占める生産コストと流通コストの割合

米（大規模（15ha以上）層のイメージ）



(参考2) 2050年における国内と世界の食料需要



2 農業競争力強化支援法の目的と構成

- 「**農業の競争力**」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力のことをいいます。
- 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」という趣旨を踏まえ、「**農業競争力強化支援法**」としています。

本法律の構成

※ 農業生産関連事業者：①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工を行う事業者

1 国の責務・関係者の努力

- 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
- 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2 国が講ずべき施策

- 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

<施策の方向>

- ① 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質で低廉な農業資材の開発の促進
 - 農産物の消費者への直販の促進 等
- ② 事業再編・事業参入の促進
- ③ 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

- PDCAとして定期的(5年ごと)に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。(事業者には事業再編・参入を強制するものではない。)

<支援措置>

[税制措置]

- ① 会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減
- ② 機械装置、建物等の取得等に係る割増償却(法人税、所得税の特例)
- ③ 設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付(法人税の特例)
- ④ 債権放棄を含む事業再編における資産評価損の損金算入による法人税の軽減

[手続特例]

- 事業譲渡時の債権者のみなし同意

[金融措置]

- ① 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資
- ② 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
- ③ 民間金融機関からの融資に対する債務保証(中小企業基盤整備機構)
- ④ 海外金融機関からの融資に対する債務保証(日本政策金融公庫)

3 国が講ずべき施策

○ 第8条から第15条までの「国が講ずべき施策」は、国の施策のプログラムを規定するものであり、今後、これらの規定に沿って個々の施策を講じていくことになります。

また、政府は、おおむね5年ごとに、実態の調査、施策の総点検を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講じていきます。

良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

農業資材事業に係る事業環境の整備

- ①規制の見直し
- ②資材の開発の目標設定と産官学連携
- ③銘柄数の集約、基準の見直しの促進
- ④種子・種苗について民間事業者の参入促進

事業再編又は事業参入の促進

- ・農業資材：高い生産性が確保されるよう事業再編等を促進

資材の調達に必要な情報の入手の円滑化

農産物流通等の合理化を実現するための施策

農産物流通等事業に係る事業環境の整備

- ①規制の見直し
- ②国の規格の見直し
民間事業者の規格の見直しの促進
- ③IT技術等の活用促進

事業再編又は事業参入の促進

- ①卸売又は小売：効率的な農産物流通が行われるよう事業再編等を促進
- ②製造・加工業：高い生産性が確保されるよう事業再編等を促進

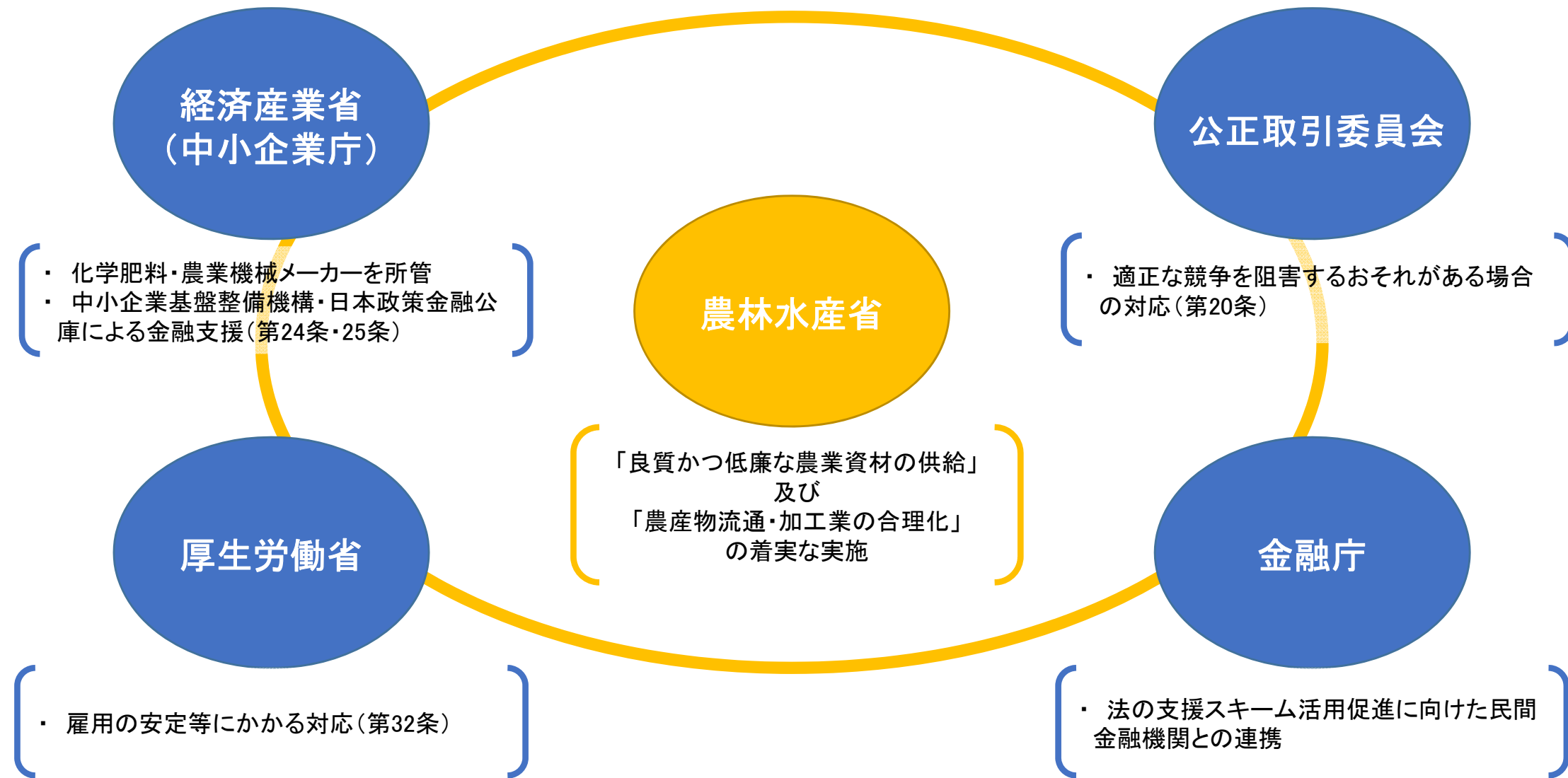
農産物の直接販売の促進

農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化

農産物の品質等についての適切な評価

おおむね5年ごとに施策の総点検・
施策の在り方の検討

4 農業競争力強化支援法にかかる関係省庁との連携



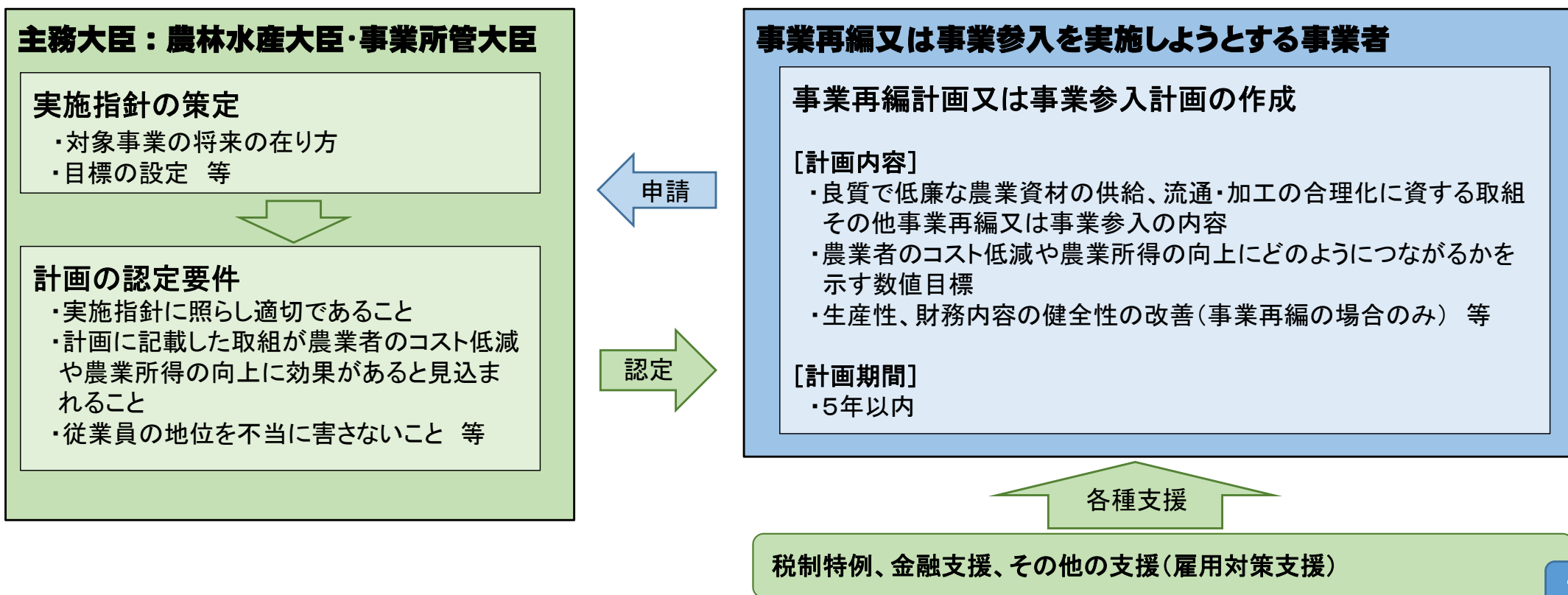
(関係行政機関の連携協力)

第六条 主務大臣及び関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。)は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

事業再編等に対する支援

4 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム

- ① 主務大臣は「事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針」(以下「実施指針」という。)を定める。
- ② 農業生産関連事業者(対象事業を行う事業者)は、実施指針を踏まえて事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣に認定を申請する。
- ③ 主務大臣は、計画内容の審査を行い、要件に該当するものについて認定を行う。



5 支援対象と認定の基準

- 以下の事業活動を行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し主務大臣の認定を受けることができます。

	事業再編計画	事業参入計画
対象となる者	「事業者」 ※ 個人事業者や営利法人以外の法人も対象となる	
対象事業	事業再編促進対象事業	事業参入促進対象事業
	<農業資材> 肥料製造事業、農薬製造事業、配合飼料製造事業	<農業資材> 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）、種苗の生産卸売事業
	<農産物流通等> 飲食料品の卸売事業（米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など）、飲食料品の小売事業、飲食料品の製造事業（小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など）	—
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として行う次の事業活動	
	次の①及び②を併せて行うこと ① 事業の構造改革 合併、分割、事業譲渡・譲受け又は設備の相当程度の廃棄などの措置 ② 事業方式の改革 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るもの	新たに事業参入促進対象事業を行うこと
認定の基準	① 実施指針に照らし適切なものであること	
	【実施指針の主な規定事項】 ○事業再編促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質で低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化 ・事業再編による生産性の改善、財務内容の健全性の改善	【実施指針の主な規定事項】 ○事業参入促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質で低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化
	② 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること	
	③ 従業員の地位を不当に害するものでないこと	—
	④ 適正な競争を阻害するものでないこと、一般消費者と他の事業者の利益を不当に害するものでないこと	—

6 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置

○ 主務大臣の認定を受けた事業再編計画又は事業参入計画については、以下の支援措置の活用が可能です。

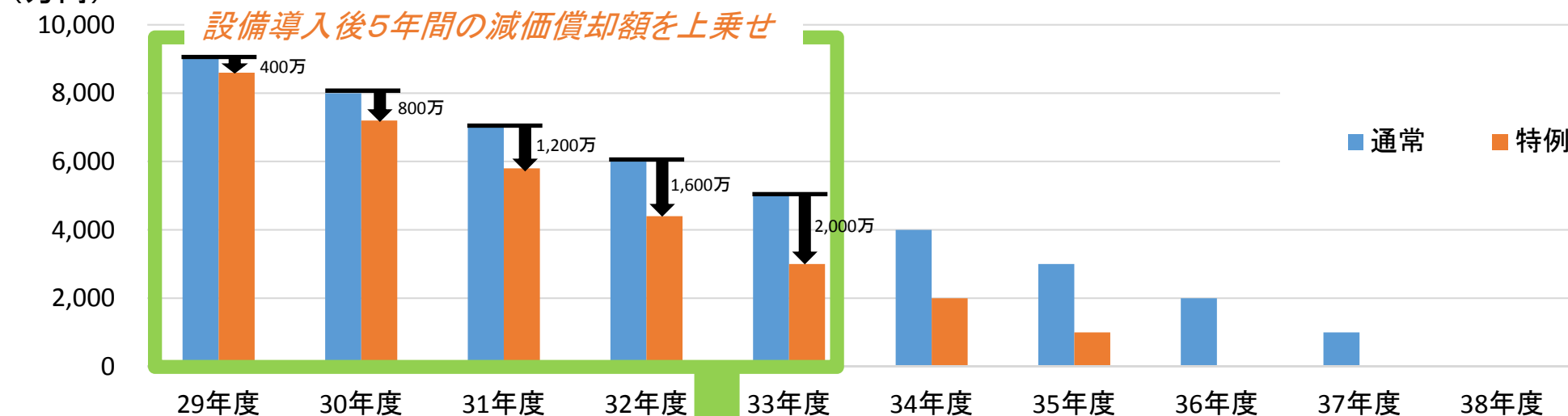
支援措置		事業再編計画	事業参入計画
税制特例	会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減 (租特法第80条第3項)	○	—
	設備投資に対する減価償却の特例(法人税・所得税) (租特法第13条の3、第47条、第68条の34)	○	—
	設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付(法人税) (租特法第66条の13、第68条の98)	○	—
	債権放棄を含む事業再編における資産評価損の損金算入による法人税の軽減(法人税法第33条第2項)	○	—
金融支援	中小企業基盤整備機構の債務保証(第24条)	○	○
	日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付け(第25条) 【中小企業者のみ】	○	—
	日本政策金融公庫の債務保証(スタンドバイ・クレジット)(第26条) 【中小企業者のみ】	○	○
	農林漁業成長産業化支援機構の出資(第27条～第30条)	○	○
手続特例	事業譲渡時の債権者のみなし同意(第23条)	○	—

- 認定された事業再編計画に従って合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に納付すべき登録免許税を軽減する措置を適用することができます。
- 本税制の適用対象は、平成29年8月1日(農業競争力強化支援法施行日)から平成31年3月31日までに認定を受けた計画にかかるものになります。

租税特別措置法 第80条第3項		措置の内容	通常の税率 ①	特例の税率 ②	税率軽減 (①－②)
第1号		株式会社の設立又は増資	0.7 %	0.35 %	0.35 %
第2号		合併による株式会社の設立又は増資			
	イ	新設会社の資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、消滅会社の合併直前の資本金の額に達するまでの資本金の額に対応する部分	0.15 %	0.1 %	0.05 %
	ロ	新設会社の資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、イに掲げる部分以外の部分(純増部分)	0.7 %	0.35 %	0.35 %
第3号		分割による株式会社の設立又は増資	0.7 %	0.5 %	0.2 %
第4号		法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転	2.0 %	1.6 %	0.4 %
第5号		合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転	0.4 %	0.2 %	0.2 %
第6号		分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転	2.0 %	0.4 %	1.6 %

平成31年3月31日までに認定を受けた事業再編計画に基づき機械装置、建物、建物付属設備及び構築物を取得し、事業に用いた場合は、これらの資産について、その用に供した日以後5年間の各年度における償却限度額は、普通償却限度額の40%(建物、建物付属設備及び構築物は同45%)を割増した額が適用されます。

残存価額の推移(イメージ)



例えば、1億円の製造用設備を導入した場合、設備導入後5年間の各年度において、1,000万円/年の普通償却限度額に加え、400万円/年の割増償却(損金算入)が可能となり、約93万円/年の法人税が軽減されます。

⇒ 5年間で約465万円の法人税が軽減。

※耐用年数10年間、定額法で試算。

設備導入後の資金繰りが改善されます。

※この他、法人住民税・事業税も軽減されます。

税制の特例 ③設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付(法人税)

事業再編計画

事業再編計画に基づき平成30年3月31日までにを行った設備廃棄等により生じた欠損金(その資産の帳簿価額や廃棄に要した費用)について、繰戻しによる前年度の法人税額の還付請求をすることができます。

前年度

当年度

(例)[課税所得 4,000万]
法人税額 936万円

還付請求

[設備廃棄等による欠損金 ▲3億円]

還付金額 = 前年度の法人税額 × $\frac{\text{当年度の欠損金額(※)}}{\text{前年度の所得金額}}$

※分母の金額が限度

前年度の法人税額が還つ
てきます！

(例)
設備廃棄等による欠損金が3億円、前年
度の課税所得が4,000万円だった場合
法人税額936万円が還付！

債権放棄を含む事業再編を行う場合には、資産の評価換えを行うことにより生じた資産評価損を損金算入することができます。

例えば、簿価100(時価50)の資産を持つ企業において、①債権者が30の債務免除(債権の放棄)を行い、資産の評価額を簿価(100)から時価(50)に評価換えした場合、②課税所得計算において、発生した資産評価損の50を損金算入することが可能となり、課税対象所得を軽減できます。

① 貸借対照表上の処理 (事業再編に伴う資産の評価換え)

資産	負債		資産	負債
100 (時価50)	80		50	50
		評価換え	資産 (評価損) 50	債務免除 30
	純資産 20			純資産 20

② 損益計算書上の処理 (左記の課税所得計算)

特例措置を活用することにより資産評価損を損金算入することが可能。

	債務免除益 30	資産 (評価損) 50	
本来の課税対象所得	所得 40		特例措置による課税対象所得 20
70			【特例措置】 損金算入

※ 債権免除した30は、課税所得計算において債務免除益として課税対象となる。

資産評価損の損金算入により、債権免除益による法人税の軽減が可能となります！

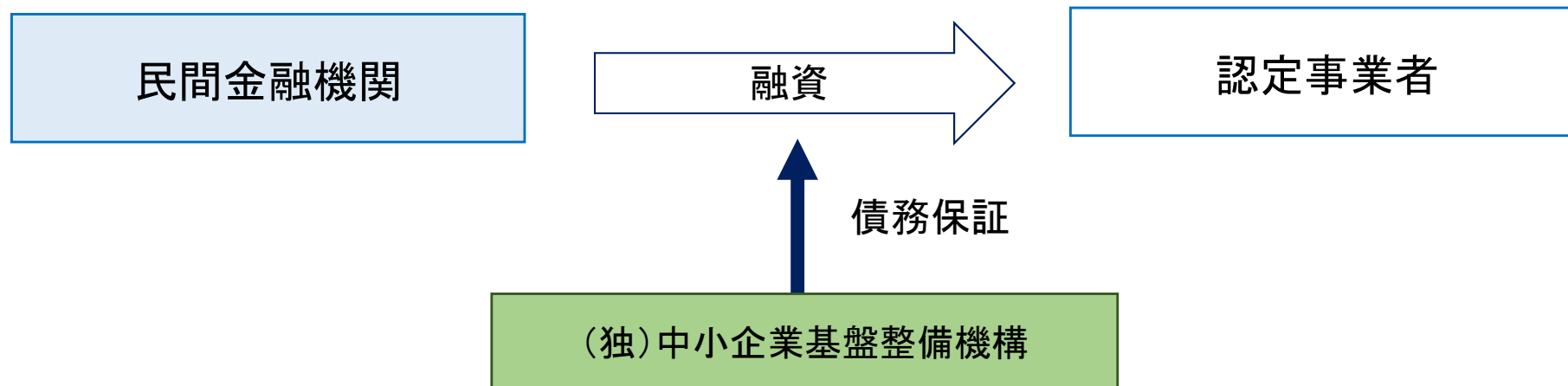
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、当該計画に沿った事業を民間金融機関からの借入れにより実施しようとする場合、(独)中小企業基盤整備機構がその借入れに対する債務保証を行います。

※ 中小企業に限らず、中堅・大企業も利用可能です。

<条件>

- 保証割合：当該借入れの50%（補償額は25億円まで）
- 資金使途・保証期間： 設備資金 10年以内
 運転資金 5年以内

※ 保証に当たっては、中小企業基盤整備機構による審査があります。



事業再編計画の認定を受けた中小企業者を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。

<条件等>

- 資金使途：設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- 対象事業者：中小企業者
- 対象業種：飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- 償還期限：20年以内（据置期間 3年以内）
- 貸付限度額(融資率)：負担額の80%
- 利率：年0.16% ～ 0.45%（H29.5.24時点）

※ 貸付けに当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。

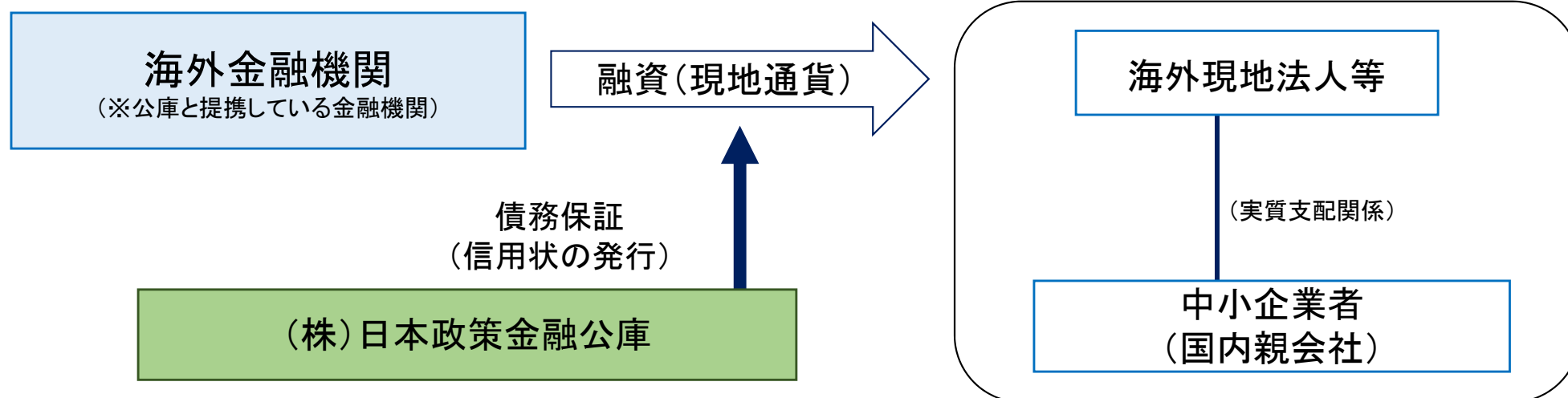
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた中小企業者の海外現地法人等を対象に、当該計画に従って海外において共同で事業を実施するために必要な長期の資金について、海外金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるに当たり、(株)日本政策金融公庫が当該金融機関に対して信用状を発行します(債務の保証)。

<条件>

○ 補償限度額: 1法人あたり4億5千万円

- ① 海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合には、国内親会社ごとに4億5千万円
- ② 海外において別個に法人格をもつ場合には、当該法人ごとに4億5千万円

※ 保証に当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。



(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資 (第27条～第30条関係)

事業再編計画

事業参入計画

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構(通称「A-FIVE」)が
出資します。

<条件等>

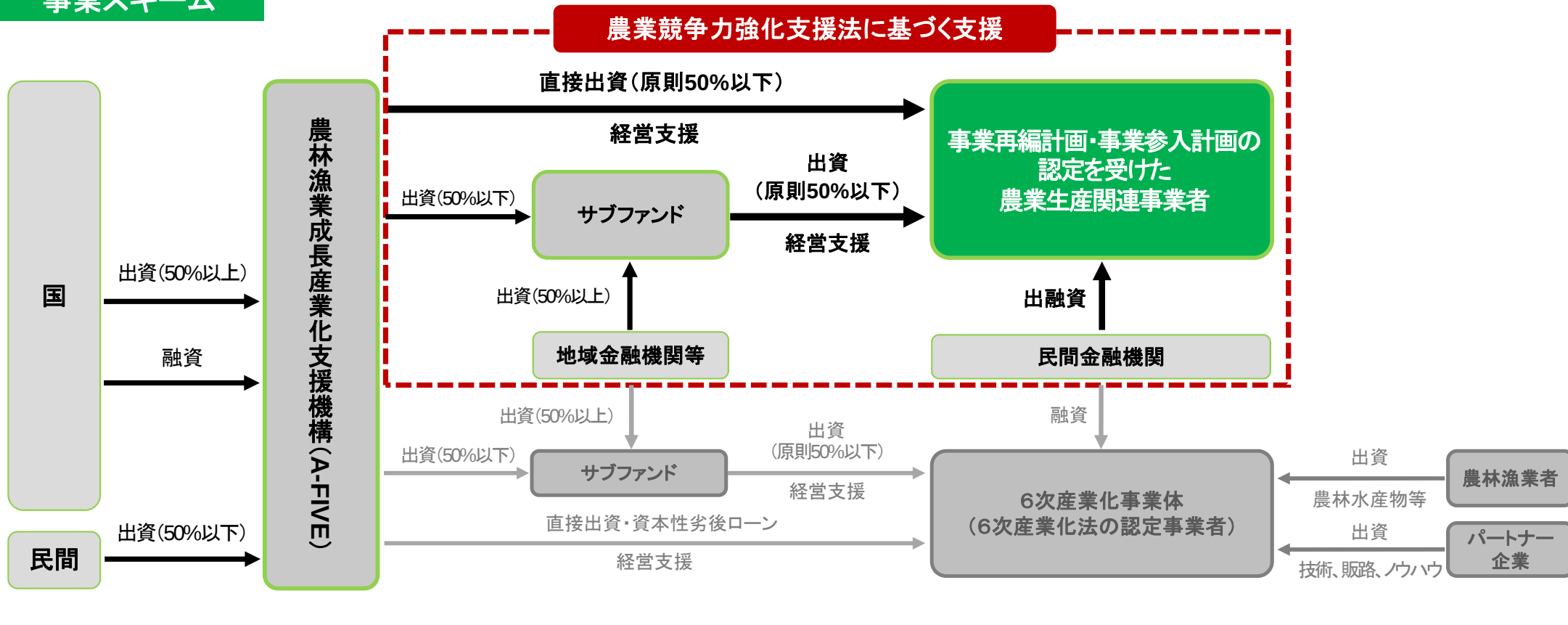
出資方法: A-FIVEによる直接出資又はサブファンドを経由した間接出資

出資比率: 原則50%以下(直接出資の場合、民間事業者等からの出資が見込まれることが必要)

投資期間: 5～7年程度

※ 出資に当たっては、A-FIVEによる審査があります。

事業スキーム



- 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があります。
- 事業再編計画の認定を受けた場合には、認定事業者が債権者に対して一括で通知(催告)し、一定期間内(1ヵ月以上)に返答(異議)がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することができます。(個別に同意を得るコストを省くことが可能)

